

# 防衛省防衛研究所仕様書

1 / 5

件名	タイルカーペット敷設役務	作成	教育部教務課
----	--------------	----	--------

## 1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所におけるタイルカーペット敷設役務について規定する。

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 概要

本役務は、F 2 棟（5 階大教場他 2 か所）に敷設された既存のタイルカーペットを撤去し新品のタイルカーペットを敷設する。

### 2. 2 役務対象物品

役務対象物品は付図 1 に示す。

### 2. 3 敷設場所

東京都新宿区市谷本村町 5-1 F 2 棟

防衛省防衛研究所 教育部教務課

大教場・小教場（5 階）及び研修員控室（4 階）（付図 2 及び 3 参照）

### 2. 4 作業要領

2. 4. 1 契約相手方は、付図 1 に示す数量のタイルカーペットを準備する。

2. 4. 2 付図 2 及び 3 に示した部屋に敷設された既存のタイルカーペットを剥がす。

2. 4. 3 同位置に、新品のタイルカーペットをメーカーが推奨する接着剤を使用し、全面接着工法により市松貼りで敷設する。

2. 4. 4 移動可能な什器は移動し、敷設終了後、元に戻す。壁面書庫等移動不可能な什器については指示する。（詳細は現場調整による。）

2. 4. 5 役務は一般商慣習による。

作業終了の際、局所的な不具合の有無等、対象物品の状態を確認する。

## 3 損害負担

役務終了後、対象物品の形状変化等の不具合の原因が契約相手方にあると認められた場合は、契約相手方の責任において修復する。

## 4 履行期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

## 5 検査

役務の実施状況の確認により、目視検査を実施する。

## 6 その他

6. 1 本作業に必要な資機材は、契約相手方が準備するものとする。

6. 2 契約相手方は、本契約を履行するうえで得られた情報を、漏洩及び転用してはならない。この規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

6. 3 発生材及び剥がしたタイルカーペットは、契約相手方の責任において処分する。

6. 4 作業実施日は、原則として、2つの教場及び控室（以下、教場等）を使用していない平日とする。平日に教場等の使用により作業できない場合には、土・日曜日に敷設作業を実施するものとする。

6. 5 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

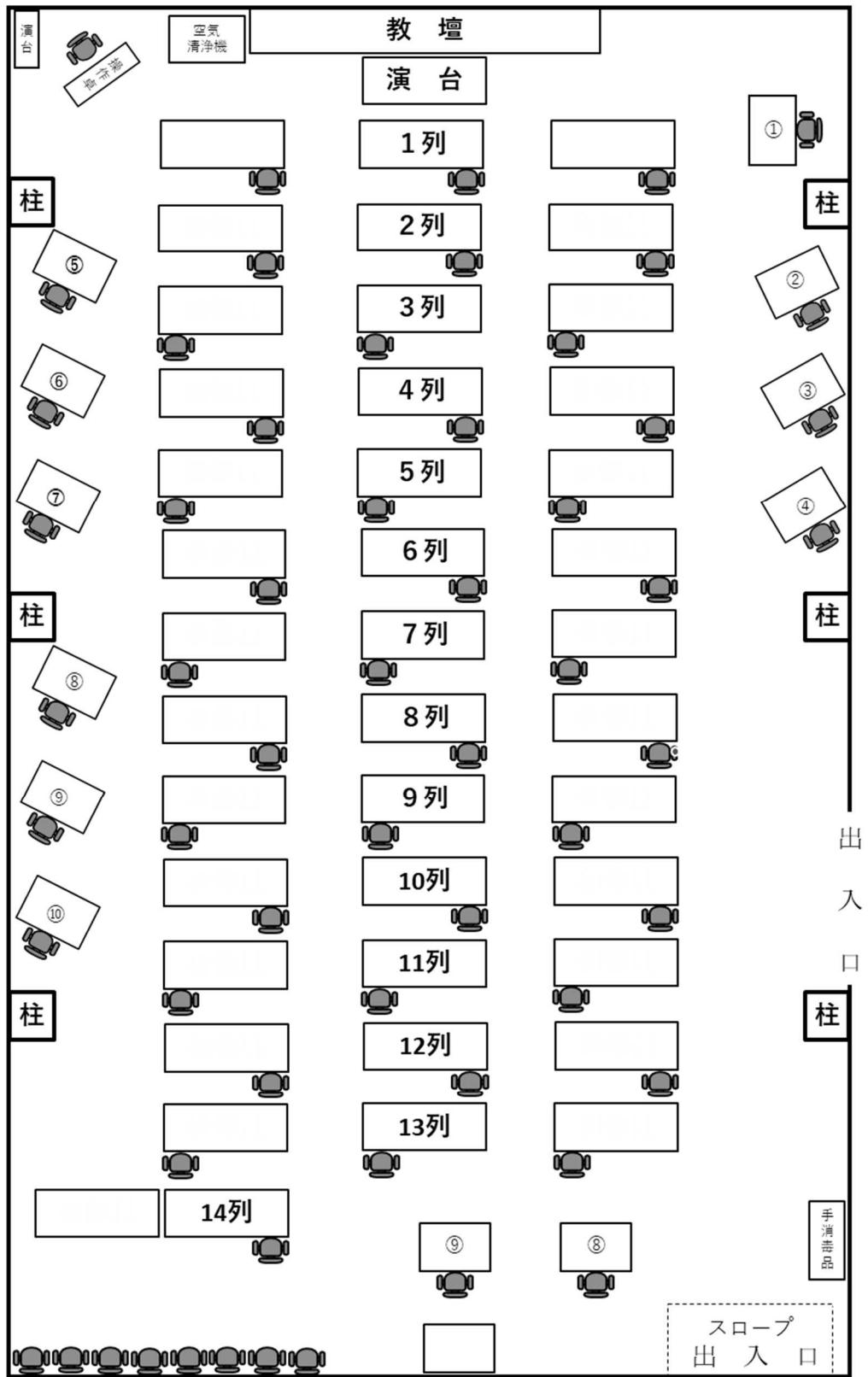
6. 6 官側もしくは契約相手方の都合により日程等に変更が生じる場合は、事前に相手方に通報するとともに、双方の合意のうえで再度日程を決定する。

付図 1  
内 訳 書

No.	品 名	規格	数量・単位	備 考
1	タイル カーペット	東リ GA-100シリーズ GA 1054 又は同等品以上のもの（他社製品を含む）	290m <sup>2</sup>	大教場
2	タイル カーペット	東リ GA-100シリーズ GA 1054 又は同等品以上のもの（他社製品を含む）	145m <sup>2</sup>	小教場
3	タイル カーペット	東リ GA-100シリーズ GA 1054 又は同等品以上のもの（他社製品を含む）	56m <sup>2</sup>	研修員 控室

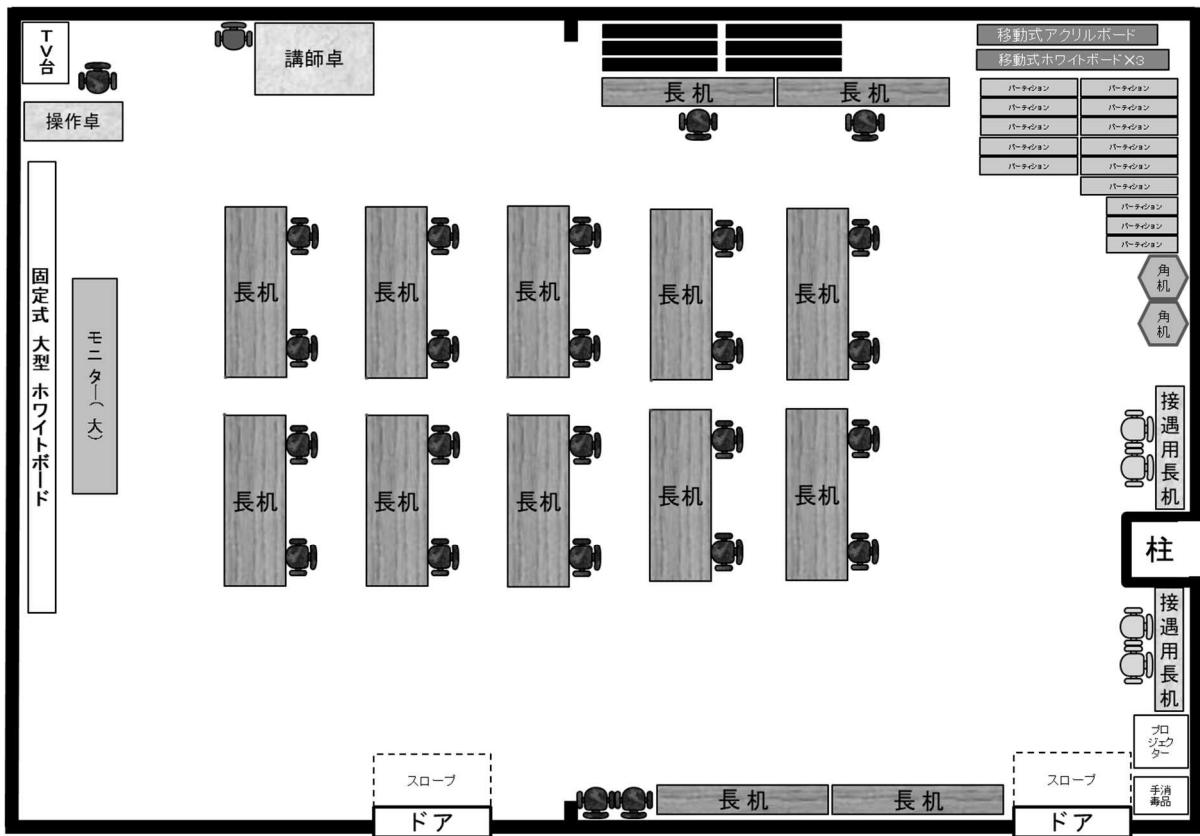
付図 2

## 大教場配置図 (F 2 棟 5 階)



付図 3

## 小教場



## 研修員控室

